

資料 1－1

「金サ法のいわゆる 5 年見直しに関する懇談会」の設置について

2025 年 5 月 1 日

一般社団法人日本金融サービス仲介業協会

1. 目的

一般社団法人日本金融サービス仲介業協会（以下「本協会」という。）は、令和 2 年改正金融サービスの提供に関する法律附則第 28 条のいわゆる 5 年見直しの規定を踏まえ、金融サービス仲介業の利活用等に向けた課題、要望事項・取組み等についてご議論いただき、その実現に向けて対応するため、理事会の諮問機関として「金サ法のいわゆる 5 年見直しに関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) 金融サービス仲介業の現状分析および課題等
- (2) 金融サービス仲介業の利活用等に向けた要望事項・取組み
- (3) 本協会の自主規制の見直し
- (4) 要望事項等の実現に向けた対応
- (5) その他（懇談会における議論の状況等を踏まえ必要と考えられる事項）

3. 構成・運営

- (1) 懇談会は、事業者、会員、金融機関等および有識者をもって構成する。
- (2) 懇談会の座長および副座長は、委員のうちから会長が委嘱する。
- (3) 本協会の役員は、懇談会に出席することができる。
- (4) 座長は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。
- (5) 懇談会は、原則として非公開とする。
- (6) 議事要旨および配布資料は、原則として公開する。ただし、座長が必要と認めるときは非公開とすることができます。

4. 事務局

懇談会の事務局は、関係機関の協力を得て、本協会事務局が行う。

以上